

栗東市農業振興基本計画等策定委員会 傍聴取扱規程（案）

第 1 条 趣旨

この規程は、栗東市農業振興基本計画等策定委員会の会議の傍聴に関して、栗東市付属機関等の公開に関する要領（平成 27 年 10 月 1 日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 定員

- 1 傍聴者の定員は、10 名とする。ただし、会議場所が狭い等やむを得ない理由がある場合は 10 名未満とすることができる。
- 2 傍聴者は、会議の都度、定員に達するまで先着順により決定する。

第 3 条 傍聴者の決定手続

- 1 公開の会議を開催する場合、会議の開始予定時刻の 30 分前から会議開始時刻まで、会場受付において傍聴希望者の受付を行う。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式第 1 号）に記入しなければならない。
- 3 会議開始後に傍聴希望者が現れた場合、傍聴席に空席があるときは、委員長は第 1 項の規定にかかわらず、議題の切替え時等に適宜、傍聴を許可することができる。

第 4 条 傍聴席の確保

- 1 公開の会議を開催する場合、あらかじめ会場内の傍聴しやすい場所に傍聴席を設けるものとする。
- 2 傍聴席は、報道関係者席及び関係機関職員席と明確に区分して設定するものとする。

第 5 条 会議の秩序維持のための措置

- 1 傍聴者は次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。発言、拍手等の方法により、議案又は委員の発言に対する賛否等の意向を表明しないこと。
 - (2) 委員長の許可なく、旗、プラカード、ゼッケンの類を会場内に持ち込み、又は着用しないこと。
 - (3) 会場内で飲食喫煙しないこと。
 - (4) 委員長の許可なく写真撮影、録音、録画等を行わないこと。

- (5) 非公開となる議題の前に委員長の指示があった場合は、速やかに退席すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為を行わないこと。
- 2 傍聴者が前項の遵守事項に違反した場合、委員長は次の措置を執ることができるものとする。
- (1) 自ら又は事務局員に命じて、違反者に対して注意を促すこと。
 - (2) 違反者が前号の注意に従わないときは傍聴の許可を取り消し、退席を命じること。
- 3 事務局はあらかじめ会場受付付近及び会場内の見やすい場所に傍聴に当たっての注意事項を掲示しておくものとする。

第6条 非公開の取り扱い

- 1 栗東市付属機関等の公開に関する要領により非公開とする議題について、傍聴者は委員長又は事務局員の指示に従い退席しなければならない。
- 2 前項の規定により退室した者は、非公開とする議題の終了後に再び傍聴することができる。

別記様式第1号（第3条2項関係）

傍聴人受付簿（NO. ）

第 回 栗東市農業振興基本計画等策定委員会			
年 月 日（ 曜日）			
NO.	氏 名	住 所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			